

塩 竈 市

公共施設再配置計画



しおがま共創プラットフォームの構築に向けて



序章 公共施設再配置計画について

1 計画の目的

今後も進行することが見込まれる人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などによる利用状況の変化など、本市の公共施設等を取り巻く環境は予想以上に厳しいものとなっております。

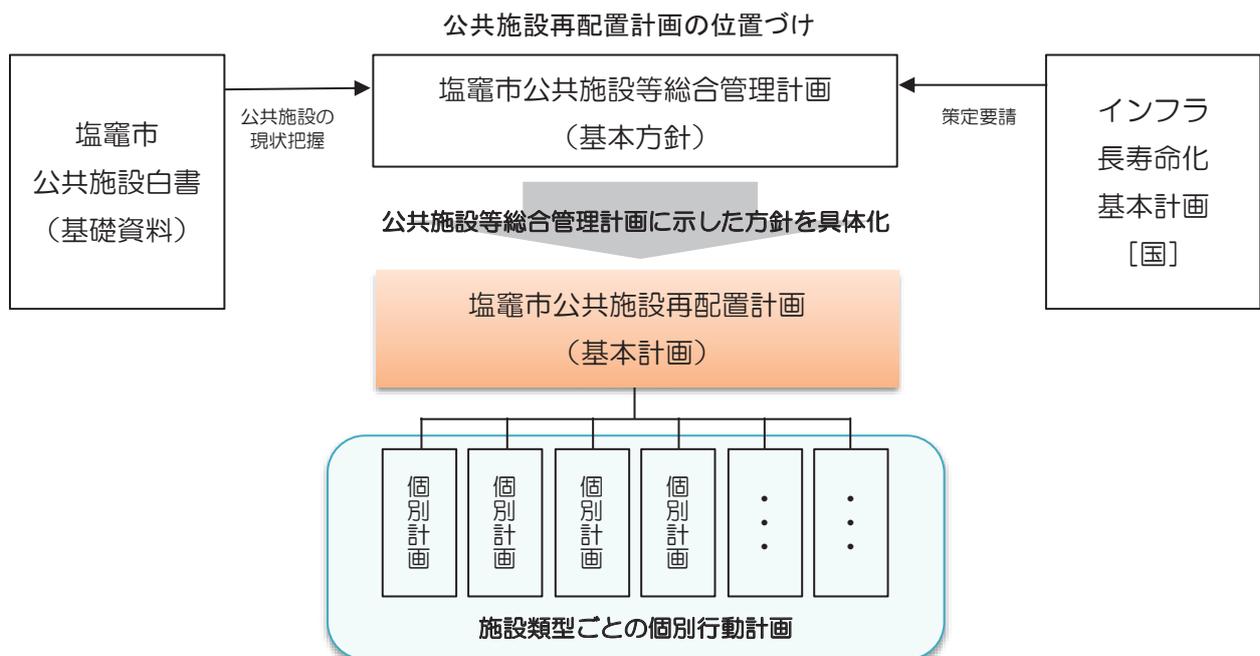
このような現状を踏まえ、本市では、最適な公共施設サービスと財政運営を両立させながら、公共施設を総合的かつ統括的に企画、管理、活用する仕組みである公共施設マネジメントに取り組むこととし、その基礎資料として、市が所有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「塩竈市公共施設白書」と、「塩竈市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、公共施設等の適正管理及び有効活用の推進に関する基本的な方向性を示しました。

そして、公共施設等総合管理計画で示した今後の公共施設マネジメントの方向性を踏まえ、公共施設の再配置を具体的に進めていくための基本計画となる「塩竈市公共施設再配置計画（素案）」を作成し、学識経験者や市民からなる審議会に本素案を諮るとともに、市民団体への説明やパブリックコメントを募るなどして、平成 31 年 3 月に本計画を策定しました。

今後、本計画に基づき、将来の市の財政状況や人口規模を見据えつつ、多様化する市民ニーズへの対応や住みよいまちづくりを実現するための最適な公共施設の体系構築を推進してまいります。

2 計画の位置づけ

公共施設再配置計画は、公共施設等総合管理計画で定めた今後の公共施設マネジメントの方針等を具体化し、類型ごとに再配置案を示し、その後の個別計画策定に資するものとします。



3 計画期間

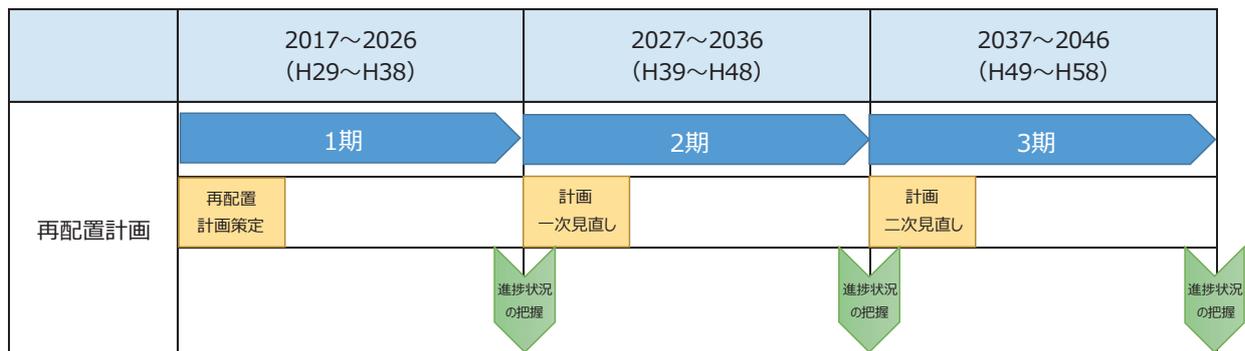
平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画は平成 29 年（2017 年）から平成 58 年（2046 年）までの 30 年間の計画としています。本計画においても、当該計画と合わせ今後 30 年間を見据えたものとしします。

ただし、今後の施設再配置に関する実施計画を長期の視点で策定することは、不確定要素もあり現実感の乏しいものとなることが懸念されます。そこで、本計画では短期、中期、長期の期間設定を行い、10 年を一区切りとして本市の保有する施設において再配置の方向性を検討しますが、現状に沿うように 10 年に一度の見直しを行います。また、平成 39 年（2027 年）以降の見直しについては本計画における短期・中期・長期を 1 期、2 期、3 期と設定し、一次見直しでは 1 期の進捗状況を踏まえつつ、2 期・3 期の軌道修正を行い、二次見直しでは 2 期目までの進捗状況を踏まえつつ 3 期目の軌道修正を行います。

再配置計画での計画期間

短 期	中 期	長 期
平成 29 年度～平成 38 年度	平成 39 年度～平成 48 年度	平成 49 年度～平成 58 年度

再配置計画策定のロードマップ



4 再配置計画で対象とする施設

本市は、庁舎、小中学校、文化施設、スポーツ施設など多岐にわたる公共施設を保有しています。

本計画では、市が所有する普通会計¹の公共施設を対象とします。なお、普通会計における道路・橋りょうなどの公共インフラを除きます。

¹ 普通会計とは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握するための会計区分であり、本市では、一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の合計となります。

第6章 個別施設計画に向けた再配置案

1 本章の目的

本章では、一次評価・二次評価などの施設評価を踏まえた市の素案をもとに、有識者審議会からの答申や町内会、施設利用団体からのご意見を踏まえ施設類型別の再配置案や施設ごとの方向性をまとめています。

2 施設類型別の再配置案

施設類型別の再配置案については、今後、目指すべき施設類型別の全体方針をまとめています。また、施設ごとの方向性については、短期・中期・長期に分けた実施予定時期や方向性の考え方についてまとめています。

なお、施設類型別の再配置案や各施設の方向性については、現段階における案としてまとめたものであり、最終的な内容については、今後、策定予定の個別施設計画に基づき決定していきます。

【図・表例とデータの見方】

◆ 今後の施設再配置における具体的にいつ、どのような対応をするかの方向性を表示しています。

施設名称	総延床面積 (㎡)	主要棟建築年度	一次評価	二次評価	方向性			方向性の考え方
					短期 2017～2026 (H29～H38)	中期 2027～2036 (H39～H48)	長期 2037～2046 (H49～H58)	
⑧ 集会施設								
〇〇中央集会所	200	2002	D(譲渡・廃止)	転用・譲渡・貸付など	譲渡			建物の更新等を含めた地区への譲渡を行う。
〇〇市公民館	2,400	1976	A(適正管理)	他施設を統合・複合	維持			施設運営の見直しを行いながら、継続して運用していくが、〇〇年度までに状況の改善が見込めない場合は廃止等を踏まえて検討を行う。
図書館								
〇〇図書館	1,984	1998	C(更新・移転)	廃止		複合 (新設)		図書館機能は、〇〇子育て支援センターの中へと複合化を行い、子育てに関する書籍の充実化などを図り連携を強化する。 現在の建物は〇〇年に取り壊しを実施する。

- ① 施設の名称を表示しています。
- ② 施設の延床面積を表示しています。
- ③ 施設内の主要な建物の建築年度を表示しています。
- ④ 一次評価⁵の結果を表示しています。
- ⑤ 二次評価⁵の結果を表示しています。
- ⑥ 施設の再配置について、現状を考慮した上で、短期・中期・長期のどの時期にどのような方向性で対応していく予定かを表示しています。(原則耐用年数が到来する時期にどうするかを表示しています。)
★設定した方向性の内容については次ページの表の通りです。
- ⑦ 示した方向性を実現するためにどのような考え方で検討などをしていくかを文章で表示しています。
- ⑧ 施設の属する小分類名を表示しています。

⁵ ④・⑤における一次・二次評価はあくまでも検討を行うための参考であるため、最終的に導き出す再配置の考え方と結果が異なる場合があります。

【再配置の方向性イメージ】

再配置の方向性	取組前		取組後			
統合(移転) 統合(集約)	統合(移転)  集会所	統合(集約)  コミュニティセンター	統合(移転) 	統合(集約)  コミュニティセンター	機能の類似する施設を統合(片方を廃止)	
統合(新設)	統合(新設)  集会所	統合(新設)  コミュニティセンター	統合(新設) 	統合(新設) 	新コミュニティセンター 	機能の類似する施設を統合・新設
複合(移転) 複合(集約)	複合(移転)  庁舎出張所	複合(集約)  福祉センター	複合(移転) 	複合(集約)  複合施設	機能の異なる施設を集約(片方を廃止し、余剰スペースへ機能統合)	
複合(新設)	複合(新設)  生涯学習センター	複合(新設)  図書館	複合(新設) 	複合(新設) 	複合施設 	機能の異なる施設を集約・新設
転用	 学校		 産業系施設			利用目的を変更
譲渡	 集会所		 集会所			所有権を民間・地域等へ譲渡
解体	 公民館					廃止して取壊し
維持						大規模改修や建替等、更新をして維持

【再配置の方向性とコストの関係】

方向性	説明	ソフト	ハード	事業運営費	維持管理費	建替費	大規模改修費	取壊費
統合(移転)	同一機能を持つ他施設への移転	継続	廃止	○	×	×	×	○
統合(集約)	同一機能を持つ他施設を受入	継続	継続	○	○	○	○	×
統合(新設)	同一機能同士で新施設へ移転	継続	新設	○	○	○	○	×
複合(移転)	異なる機能を持つ他施設への移転	継続	廃止	○	×	×	×	○
複合(集約)	異なる機能を持つ他施設を受入	継続	継続	○	○	○	○	×
複合(新設)	異なる機能同士で新施設へ移転	継続	新設	○	○	○	○	×
転用	施設の設置目的を変更(用途変更)	廃止	継続	×	○	○	○	×
譲渡	施設等の所有権を民間・地域等へ譲渡(有償又は無償)	廃止	廃止	×	×	×	×	×
解体	廃止して取壊し	廃止	廃止	×	×	×	×	○
維持	継続して運営	継続	継続	○	○	○	○	×

※○・・・コストがかかることを示しています。

※×・・・廃止時点でコストがかからなくなることを示しています。

※廃止は市として所有しないことを意味し、譲渡など取り壊しを行わないものも含まれます。

※一部解体の場合は延床面積でコストを按分し、削減分のコストがかからないものとします。

(9) 幼保・こども園

【再配置案】

国の三位一体改革により公立保育所の運営費及び施設整備費が一般財源化されるなど、効率的な保育所運営が求められています。本市の公立保育所については、個別施設計画を策定しながら、多様化する保育ニーズに対応できるよう、民営化を視野に入れて役割やあり方を検討していきます。

なお、新浜町保育所については、海岸通地区への移転が予定されています。

表 6-1-9 幼保・こども園の再配置方向性

施設名称	総延床面積 (㎡)	主要棟 建築 年度	一次評価	二次評価	方向性			方向性の考え方
					短期 2017～2026 (H29～H38)	中期 2027～2036 (H39～H48)	長期 2037～2046 (H49～H58)	
保育所								
塩竈市 東部保育所	356	1972	C(移転・建替)	廃止	統合 (移転)			現施設の老朽化が激しいため、早急な建て替えを要している。今後、保育所の再編を検討していく中で、運営方針を整理していく。
塩竈市 香津町保育所	430	1974	C(移転・建替)	廃止	統合 (移転)			本保育所は民営化をする方針が決まっていたが、震災の影響により延期となった。これまでの方針を推進すべきかを含めて、今後、保育所の再編を検討していく中で、運営方針を整理していく。
塩竈市 新浜町保育所	495	1971	D(譲渡・廃止)	他施設への 統合・複合化 または改築 (建替・改修・ 縮小)	複合 (移転)			海岸通地区で進められている再開発事業により新たに新設される建物内に複合(移転)する。
塩竈市 清水沢保育所	638	1976	C(移転・建替)	廃止	譲渡			現施設の老朽化が激しいため、早急な建て替えを要している。今後、保育所の再編を検討していく中で、運営方針を整理していく。
塩竈市 藤倉保育所	787	1997	C(移転・建替)	廃止			譲渡	今後、保育所の再編を検討していく中で、将来的な運営方針の協議を行っていく。

(10) 幼児・児童施設

【再配置案】

子育て支援センターは、海岸通地区への移転が予定されています。

藤倉児童館は新しい施設であり、指定管理者制度の導入と計画的な維持・修繕により適切な運営を行っていきます。

放課後児童クラブは基本的に現状維持としますが、学校の一部解体等がある場合は移設を行っていきます。また、管理・運営に関しては引き続き指定管理者制度を導入していきます。

表 6-1-10 幼児・児童施設の再配置方向性

施設名称	総延床面積 (㎡)	主要棟 建築 年度	一次評価	二次評価	方向性	方向性	方向性	方向性の考え方
					短期 2017～2026 (H29～H38)	中期 2027～2036 (H39～H48)	長期 2037～2046 (H49～H58)	
子育て支援センター								
しおがま 子育て支援 センター 「こころん」	171	1990	C(移転・建替)	他施設への 統合・複合化 または改築 (建替・改修・ 縮小)	複合 (移転)			海岸通地区で進められている 再開発事業により新たに新設さ れる建物内に複合(移転)する。
児童館								
塩竈市 藤倉児童館	199	2012	A(適正管理)	他施設を統 合・複合		維持		平成24年度に建替えを実施し ており、今後も子育ての場と して施設を維持する。なお、平成 29年度から指定管理者制度を 導入し運営見直しを実施してい る。
放課後児童クラブ								
放課後 児童クラブ (第一小学校)	132	1966	D(譲渡・廃止)	他施設への 統合・複合化 または改築 (建替・改修・ 縮小)	維持			放課後児童への遊び・学びの 場の施設として今後も施設を維 持する。ただし、学校の空き教 室を活用した事業であるため学 校施設との利用連携を図る必 要がある。
放課後 児童クラブ (第二小学校)	132	1968	D(譲渡・廃止)	他施設への 統合・複合化 または改築 (建替・改修・ 縮小)	維持			放課後児童への遊び・学びの 場の施設として今後も施設を維 持する。ただし、学校の空き教 室を活用した事業であるため学 校施設との利用連携を図る必 要がある。

施設名称	総延床面積 (㎡)	主要棟 建築 年度	一次評価	二次評価	方向性	方向性	方向性	方向性の考え方
					短期 2017～2026 (H29～H38)	中期 2027～2036 (H39～H48)	長期 2037～2046 (H49～H58)	
放課後 児童クラブ (第三小学校)	124	1965	B(譲渡・転用)	他施設を統 合・複合		維持		放課後児童への遊び・学びの場の施設として今後も施設を維持する。ただし、学校の空き教室を活用した事業であるため学校施設との利用連携を図る必要がある。
放課後 児童クラブ (月見ヶ丘 小学校)	132	1973	B(譲渡・転用)	他施設を統 合・複合		維持		放課後児童への遊び・学びの場の施設として今後も施設を維持する。ただし、学校の空き教室を活用した事業であるため学校施設との利用連携を図る必要がある。
放課後 児童クラブ (杉の入 小学校)	198	1981	B(譲渡・転用)	他施設を統 合・複合		維持		放課後児童への遊び・学びの場の施設として今後も施設を維持する。ただし、学校の空き教室を活用した事業であるため学校施設との利用連携を図る必要がある。
放課後 児童クラブ (玉川小学校)	132	1973	B(譲渡・転用)	他施設を統 合・複合	維持			放課後児童への遊び・学びの場の施設として今後も施設を維持する。ただし、学校の空き教室を活用した事業であるため学校施設との利用連携を図る必要がある。